

▲矢板市農業経営収入保険加入促進事業費補助金制度のお知らせ▲

近年の異常気象や自然災害による農作物の収量減少をはじめ、新型コロナウイルス感染症の長期化による市場価格の低下など、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクに備えて「収入保険」に加入しましょう。

市では、収入保険への加入促進のため、支払った保険料の一部を助成し、農業経営の安定化及び危機管理の徹底を図ります。

1 補助対象者（以下の条件をすべて満たしている方）

- ・市内に住所がある農業者、新規就農者、農業に係る団体等
- ・農業経営収入保険に加入している方
- ・農業の税申告をしている方
- ・市税等を完納している方

2 補助金額

- ・収入保険に加入した方が支払った全国農業共済組合連合会事業規程第11条に規定する保険料（掛け捨て部分）の定額 ※積立金や付加保険料を除く。
- ・1人につき直近1年分、1回限り、10万円を上限とします。

3 必要書類（支払い後に申請してください。手続きは簡単です。）

- ・収入保険証書
- ・保険料明細
- ・納入したことがわかる書類
- ・税申告書類の写し
- ・完納証明書
- ・振込先口座番号

4 その他

- ・収入保険の制度や加入要件は、最寄りの農業共済組合にお問い合わせください。
- ・補助金交付後、5年間は収入保険に継続して加入してください。
- ・収入保険の契約を解除された場合や保険料の再算定等により納付額が減少した場合は、市補助金を返還していただきます。
- ・保険料の再算定等により納付額が増額した場合でも、既に交付した市補助金の増額はできませんのでご注意ください。

収入保険に加入していて
良かったナリ～
「備えあれば憂いなし」ナリ～



詳しくは、お問い合わせください。

◆補助金に関すること……矢板市経済建設部農林課農政担当 Tel.0287-43-6210

◆収入保険に関すること…栃木県農業共済組合塩谷支所 Tel.028-682-8491（代表）